

認知症対応型共同生活介護事業所 管理者 各位

福祉局高齢社会部事業者指導課長

食事提供に要する費用の取扱いについて（注意喚起）

先日、他都市の障がい者グループホームにおいて、厚生労働省令に違反し、食材料費について、利用者から実費を超える額を徴収していた事例があったことが報道されております。

認知症対応型共同生活介護においても、「食材料費」として利用者から徴収できるのは実費のみであり、「調理にかかる人件費」等、他の経費に充てることはできません。

当該取扱いについては、従来から周知を図っているところですが、再度、下記について自主点検を行い、徴収額と食材料費の収支の管理や、収支差が生じた場合の利用者への還元など、適切な対応を徹底していただきますようお願いいたします。

記

1 基本的な取扱いについて

(1) 食事提供に要する費用として利用者から徴収できるのは、「食材料費」のみであって、「調理にかかる人件費」等は徴収できないこと。

(※ 調理にかかる人件費は、基本報酬に含まれており徴収できません。)

(2) 徴収額については、実態を反映したものになるよう定期的に見直しを行う等、適切な対応を行うこと。

(3) 徴収額と実際に要した食材料費に収支差が生じた場合は、徴収額の値下げや、利用者へ返還、行事食に充当する等の対応を行うこと。

(4) 外部委託の場合は、委託事業者から、委託料の算定根拠の提出を求め、食材料費を算出すること。

※ 別紙のQ&Aも併せてご参照ください。

2 福岡市規則における規定

【福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則】
(利用料等の受領)

第 80 条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 食材料費
- (2) 理美容代
- (3) おむつ代
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

※ 福岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例施行規則（指定介護予防認知症対応型共同生活介護関係）にも同様の規定あり。

【問い合わせ先】

福岡市 福祉局 高齢社会部

事業者指導課 施設指導係

〒810-8620 福岡市中央区天神 1－8－1

TEL：092-711-4319 FAX：092-726-3328

E-mail:shisetu-shido@city.fukuoka.lg.jp